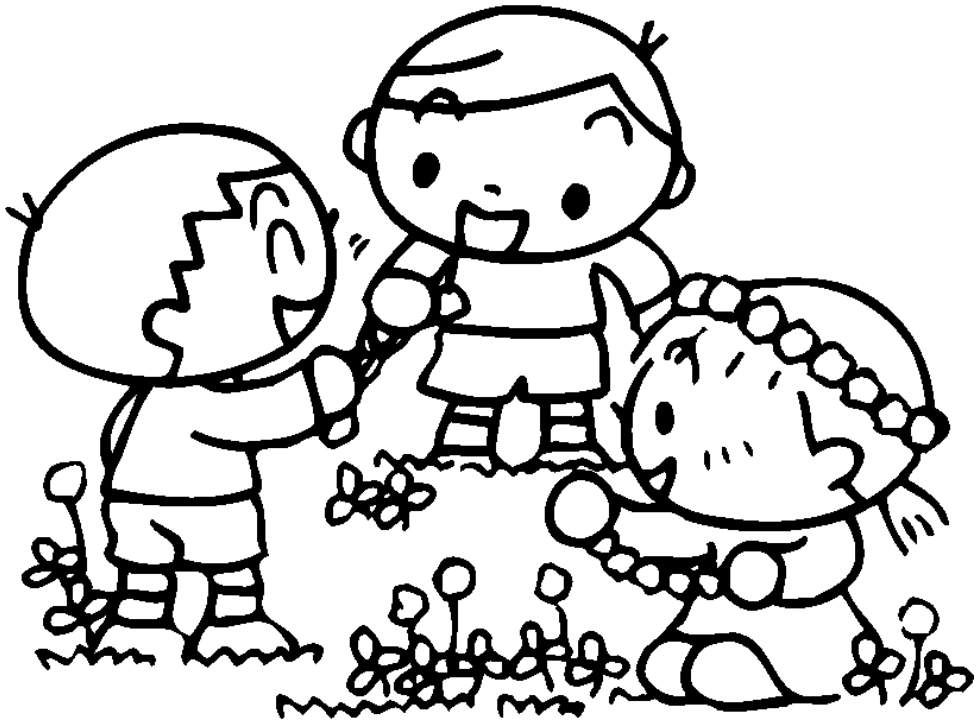
令和9年度

南相馬市認可保育施設

保育園・認定こども園・
小規模保育施設

入園申込のご案内



南 相 馬 市

こども未来部　こども育成課　幼児育成係

〒975－8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

市役所東庁舎2階　電話0244－24－5242

目 次

教育・保育施設について …… P 1

教育・保育給付認定とは …… P 1

利用基準について …… P 2

令和9年4月1日入園申込みについて …… P 3

認可保育施設入園申込の受付予約について …… P 4

令和9年5月以降入園申込みについて …… P 5

申請に必要な書類 …… P 6

申請における注意事項 …… P 8

申請書類の記入例 …… P 9

マイナンバー確認書類について …… P13

南相馬市の認可保育施設 …… P14

保育料(利用者負担額)について …… P17

南相馬市の認可外保育施設 …… P19

南相馬市の一時預かり事業について …… P20

よくある質問集 …… P21

南相馬市保育園入園選考基準 …… P22

退園(保育実施解除)について …… P24

教育・保育施設について

施設	対象	概要
幼稚園・ 認定こども園 （幼稚園利用）	満3～5歳	保育の必要性の有無を問わず、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。教育時間の前後や長期休業中は預かり保育を実施。
保育園	0～5歳	就労、病気、介護等の理由により、家庭保育ができない保護者に代わり、保育する施設。
認定こども園	0～5歳	0 歳から 5 歳までの保育を必要とする児童（2 号および 3 号）と 3 歳から 5 歳までの教育を希望する児童（1 号）を一体的に教育・保育する、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設。
小規模保育事業	0～2歳	就労、病気、介護等の理由により、家庭保育ができない保護者に代わり、定員19人以下の少人数で家庭的な保育を実施する施設。

教育・保育給付認定とは

認可保育施設や幼稚園の利用を希望する場合は、居住している自治体から「教育・保育給付認定」を受けることが必要となります。この認定はお子さんの年齢と保育の必要性の有無により下記の3つの区分に分かれ、区分により利用できる施設が異なります。2号・3号認定には、次ページに記載されている「保育を必要とする事由」が必要です。

認定区分	認定の説明	年齢区分	利用可能施設
1号認定	教育標準時間認定（1日4時間を標準として各施設で定める教育課程に係る時間）	満3歳以上	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	保育標準時間認定（1日最大11時間まで） 保育短時間認定（1日最大8時間まで）	満3歳以上	保育園 認定こども園（保育園機能）
3号認定	保育標準時間認定（1日最大11時間まで） 保育短時間認定（1日最大8時間まで）	満3歳未満	保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育（小規模保育等）

認定を受けると、認定内容が記載された「教育・保育給付認定決定通知」が交付されます。

通知の種類	通知の対象者
教育・保育給付認定決定通知	・初めて認定を受ける方 ・認定事由が変更となった方 （例：保育の必要事由「就労」から「求職活動」への変更　など）
教育・保育給付認定変更通知	・認定区分が変更となった方 （例①：3号認定のお子さんで、3歳の誕生月になり2号認定になった） （例②：1号認定のお子さんで、保育が必要となり2号認定になった）

なお、下記のような認定内容の変更があるときは、必ず「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を通園している施設に提出してください。通園されていないお子さんは、こども育成課に提出してください。

- □ 結婚（離婚）により、世帯員が増えた（減った）／保護者が変わった／お子さんの姓が変わった
- □ 住所が変更になった
- □ 出産（死亡）により、世帯員が増えた（減った）
- □ 保育を必要とする事由の変更（仕事を辞めて求職活動中になった／就労が決まった、など）

利用基準について

原則として、利用開始希望日の前日までに南相馬市に居住している生後9週（57日）目から就学前までの乳幼児で、保護者が次のいずれかに該当するため保育ができない場合、認可保育施設の申込み・入園が可能となります。

ここでの保護者とは、父母または父母の代わりにお子さんを養育している祖父母等です。

保育を必要とする事由	利用の条件	保育認定時間	利用できる期間
① **就労**	1か月に64時間以上の就労（フルタイム、パートタイム、自営業、在宅勤務）を常態としている場合。 ※64時間未満の就労は「求職活動」とみなす。 育児休業取得中で、入園希望月に復職する場合の申込みは「妊娠・出産」ではなく「就労」となる。	1か月に120時間以上の就労 →保育標準時間認定 1か月に64時間以上120時間未満の就労 →保育短時間認定	就労している期間
② **妊娠・出産**	母が妊娠中の子を出産する場合。	保育標準時間認定	出産予定日の2か月前の日が属する月の1日から、出産日から2か月を経過する日が属する月の末日まで
③ **疾病等**	疾病や負傷又は心身に障がいがある場合。	申請書類から判断	治療、介護に要する期間
④ **病人の介護や看護**	長期入院をしている親族や同居親族を常時介護や看護する必要がある場合。		
⑤ **災害復旧**	震災、風水害、火災などの復旧に従事する必要がある場合。	申請書類から判断	災害復旧が完了するまで
⑥ **継続的な求職活動**	求職活動中の場合。 この期間に就労基準を満たす就労が確認できない場合（就労証明書が提出できない）は、認定期間終了後に退園。 ※開業準備の場合も同様の期間。	保育短時間認定	入園日または離職日から90日経過した日が属する月の末日まで
⑦ **就学**	就学（大学、専門学校、職業訓練校での職業訓練）する・している場合。 なお、通信制・定時制の学校は該当しない。	申請書類から判断	在学期間内
⑧ **虐待やDV**	現に保護者が児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがある場合。配偶者からの暴力により、お子さまの保育を行うことが困難である場合。	申請書類から判断	子の安全が確認されるまで
⑨ **育児休業**	保護者のいずれも保育を必要とする事由が就労で入園している子（兄・姉）の保護者が出産により育児休業を取得する場合は、既に入所している子（兄・姉）は継続利用可能。	保育短時間認定	下の子の出産日より1年を経過する日が属する月の末まで ※これを超える場合、特別な事情を除き退園
⑩ **その他**	市長が認める前各号に類する状態にある場合。	申請書類から判断	市長が定める期間



⑥求職活動で入園承諾されている方が就労と関係のない②妊娠・出産などに変更して継続入園することや、就労と関係のない②妊娠・出産などで入園承諾されている方が⑥求職活動に変更して継続入園することは認められません。

令和9年4月1日入園申込みについて

入園申込みのお知らせと
入園申込書類の配付

令和8年10月19日(月)～
広報みなみそうま10月１日号・市ホームページでもお知らせしています。
申請書類はこども育成課にて配付します。書類受取りの予約は不要です。
市ホームページからも取得できます。

↓

受付日時の予約
（一次募集）

令和8年10月19日(月)～11月19日(木)
申請受付は予約制です。事前に受付希望日時を予約してください。受付方法は次頁「認可保育施設入園申込の受付予約について」をご覧下さい。
受付時間枠は一世帯あたり15分です。

↓

申請受付（一次募集）

令和8年11月9日(月)～11月20日(金)(土日を除く)
午前9時～午後4時
※11月 16 日(月)～20 日(金)は午後1時～午後4時

↓

入園保留
通知書の発送

入園承諾
通知書の発送

いずれも令和9年1月中旬頃に発送

受付日時の予約
（二次募集）

令和9年1月4日(月)～1月26 日(火)
「求職活動」の方は二次募集から受付です。

↓

申請受付（二次募集）

令和9年1月18日(月)～1月27日(水)(土日を除く)
午後1時～午後4時
一次保留の方は、二次受付の方と合わせ、選考します。
一次に申し込まれた方の希望先変更は、この期間に受け付けます。

↓

入園承諾
通知書の発送

入園保留
通知書の発送

いずれも令和9年2月中旬頃に発送
入園保留となった方は、令和10年3月入園分まで申請は有効です。

〇郵送やオンライン(マイナポータル)での申請も受け付けています。郵送の場合、一次・二次募集いずれも受付期間内の消印有効です。オンライン申請の場合、窓口での受付期間及び受付時間と同様となります。
〇書類に不備があった場合は受付できません。不備を修正後の受付は、再度予約が必要となります。
〇育児休業からの復職による申込みは、令和9年4月30日までの復職が可能な方に限ります。
〇入園中のお子さんや以前入園していた兄姉の保育料について、6か月以上の滞納のある方は二次募集から受付です。
〇令和9年1月28日(木)以降に入園申込みを希望する場合はお問合せください。

認可保育施設入園申込の受付予約について

保育施設入園申請の受付は予約制です。以下の手順で予約をしてください。

1　来庁予約をする

来庁予約はWeb予約になります。下記二次元バーコードもしくは下記URLを読み込んでいただき、予約専用サイトから行ってください。

URL：https://coubic.com/minamisoma/1784798#pageContent



← 二次元バーコードはコチラ！

＜予約できる期間＞

- ■ 一次募集：令和8年10月19日（月）～令和8年11月19日（木）
- ■ 二次募集：令和9年1月4日（月）～令和9年1月26日（火）

2　希望日時を選択する

希望日、希望時間を選択してください。受付時間は 15 分ごとに選択できます。

兄弟姉妹分を申請する場合、申請書はお子さんお一人ずつ必要ですが、受付予約はお子さんそれぞれで行う必要はありません。1枠の予約で申請が可能です。

＜申請の受付期間＞

- ■ 一次募集：令和8年11月9日（月）～令和8年11月20日（金）
- ■ 二次募集：令和9年1月18日（月）～令和9月1月27日（水）

3　必要事項を入力する

申請に来られる方（保護者）の氏名、メールアドレス、電話番号、入園申込をするお子さんの名前を入力してください。

※ 入園申込みをするお子さんが複数いる場合は、1人目に続けて入力してください。

★予約するうえでの注意事項★

- ・ 予約された日時は、必ず控えておいてください。予約した日時以外の時間に来庁された場合、受付できない場合があります。
- ・ 予約日時を変更したい場合、一度予約をキャンセルしてから、改めて予約を取り直してください。
- ・ 当日の予約及びキャンセルはWebサイトからできません。直接こども育成課までご連絡ください。



令和9年5月以降入園申込みについて

令和9年5月1日以降の入園を希望する場合の提出期間及び決定(保留)通知日は次のとおりです。ご希望の方はこども育成課でお申込みください。

年度途中の**入園希望は毎月「1日」**としております。育児休業明け入園希望の場合は、下記の例をご覧ください。また、産後休暇後の就労での入園希望日については、生後9週(57日)目が経過する日の翌月の1日からが原則となります。

入園希望月	申込書提出期間 ※土・日曜日、祝日を除く	利用調整	決定(保留)通知 発送日
令和9年5月1日	令和9年4月1日(木)～4月7日(水)	令和9年4月12日(月)頃	令和9年4月15日(木)頃
6月1日	4月30日(金)～5月10日(月)	5月13日(木)頃	5月17日(月)頃
7月1日	6月1日(火)～6月7日(月)	6月11日(金)頃	6月16日(水)頃
8月1日	7月1日(木)～7月7日(水)	7月12日(月)頃	7月15日(木)頃
9月1日	8月2日(月)～8月6日(金)	8月12日(木)頃	8月17日(火)頃
10月1日	9月1日(水)～9月7日(火)	9月10日(金)頃	9月15日(水)頃
11月1日	10月1日(金)～10月7日(木)	10月13日(水)頃	10月18日(月)頃
12月1日	11月1日(月)～11月5日(金)	11月10日(水)頃	11月15日(月)頃
令和10年1月1日	12月1日(水)～12月7日(火)	12月10日(金)頃	12月15日(水)頃
2月1日	令和10年1月４日(火)～1月7日(金)	令和10年1月13日(木)頃	令和10年1月17日(月)頃
3月1日	2月1日(火)～2月7日(月)	2月10日(木)頃	2月15日(火)頃

※「入園保留通知」は**初回の申請月のみ郵送**します。

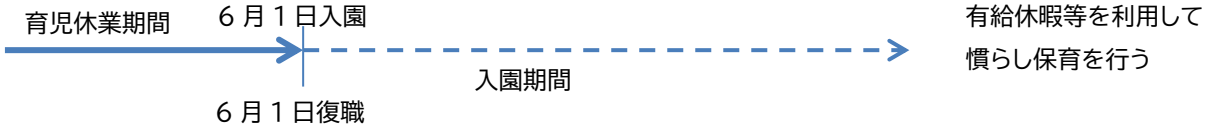
入園保留となった場合は、令和10年3月1日入園分まで(令和9年度中)は申請が有効となり、毎月選考の対象となります。入園待機中に入園が内定した場合は、お電話にて入園の意向を確認します。

入園申請後に、入園希望先を変更したい場合や結婚・離婚などの世帯状況変更があった場合は、必ず「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」を上記の提出期間内に提出してください。

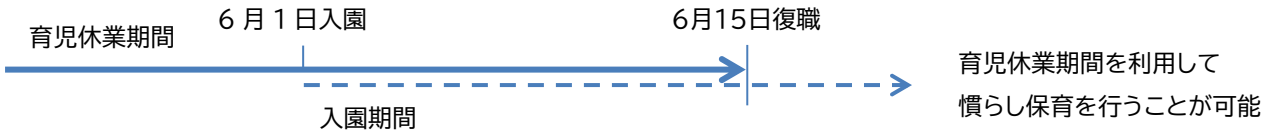
なお、年度途中の入園については、どの年齢のクラスに空きが出るか予測できないことから、お待ちいただく期間についてもお約束することができませんのでご了承ください。

●育児休業明け入園希望の場合、復職日の属する月の１日から入園可能です。

例1　復職日が令和9年6月1日で、6月1日から入園承諾となった場合



例2　復職日が令和9年6月15日で、6月1日から入園承諾となった場合



申請に必要な書類

①教育・保育給付認定申請書　②保育施設入園申込書　③発達状況調査票　…お子さま1人につき1枚
④個人番号確認書類及び本人確認書類　…13ページの「マイナンバーの確認書類について」をご覧ください。
⑤保育の必要性を証明する書類　…世帯で保護者(父・母)それぞれ1部ずつ(下記参照)

保育を必要とする事由	必　要　な　書　類
就労している(する)	**就労証明書**(市の所定用紙に**勤務先**で証明を受けてください。) ※ 就職内定の方は、採用通知書等就職時間・内容が確認できる書類でも可。 ※ 自営業の方は、ご自身で就労証明書にご記入ください。就労証明書のほかに、仕事の内容がわかる資料(開業届、確定申告書の写し等)などを提出いただく場合があります。 ※ 下部の保護者記入欄は、保護者が児童名、第一希望の園名等を記入してください。
妊娠・出産	**母子手帳の写し**(母の氏名の記載がある表紙と出産予定日が確認できるページ)
疾病等	**診断書、意見書、障害者手帳等の写し、要介護認定結果通知書の写しのいずれか** ※ 診断書または意見書は、病名のほかに**「児童の保育ができないこと」**の明記が必要です。
病人の介護・看護	①被介護者の介護・看護の必要性が確認できる**医師の診断書** ②介護(看護)状況申告書
求職活動	**求職状況申立書**
就学	①学生証(在校証明書)の写し　②日中保育できない時間・日数が確認できる時間割など

※該当する場合のみ必要な書類

令和8年1月1日時点で南相馬市に住所がなく、4月～8月入園希望の場合	父母の令和8年度の課税(非課税)証明書
令和9年1月1日時点で南相馬市に住所がなく、9月～3月入園希望の場合	父母の令和9年度の課税(非課税)証明書
認可外保育施設を利用している場合	認可外保育施設在籍証明書　※様式はこども育成課で配付
生活保護を受けている場合	保護決定通知書または生活保護受給証明書の写し
配偶者と別居し、離婚調停中の場合	家庭裁判所が交付する事件(離婚調停)係属証明書 ※提出された場合のみ、ひとり親世帯として認定します。
ひとり親世帯の場合	戸籍謄本または児童扶養手当証書の写し ※南相馬市に住民票がある方の提出は不要です。
南相馬市に転入予定の場合	確約書 ※入園希望日の前月末日までに転入を確約するもの。
お子さんに疾病がある場合	医師の意見書

◎電子申請(オンライン申請)について

マイナンバーカードを使って保育園等の入園申請をオンラインで行うことができます。
※電子申請で提出ができるのは、申し込みに必要な書類のうち「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書」となります。その他の書類は記入した用紙を添付するもしくは郵送していただく必要があります。申請後は必ず申請の控えを保存してください。

〇申請に必要なもの
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン
　※パソコン及び NFC カードリーダーを使用しての申請も可能です。

〇申請の流れ
　マイナポータルのトップページへ(「マイナポータル」で検索)
　① ログイン後「さがす」を選択、画面右上の「自治体を設定」から南相馬市を選択
　② カテゴリから検索で「子育て」を選択
　③ 「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を選択
　④ 表示された内容を確認、「申請をはじめる」を押す
　⑤ 「マイナンバーカードで情報を取得」を押す
　　※暗証番号の入力ミスにご注意ください。3回間違えますとロックがかかります。
　　・券面事項入力補助用(数字4文字)
　　※利用規約未同意の場合、情報の自動入力と登録の同意が表示されます。「同意して次へ」を押しますと申請情報を入力する画面へ移行できます。
　⑥ 必要事項を入力
　⑦ 必要書類をアップロードする
　　※発達状況調査票及び保育の必要性を確認する書類(就労証明書等)、市外からの転入予定の方は確約書、令和8年1月1日時点で南相馬市以外に住民票のあった方は課税証明書など、添付が必要な書類については、カメラで撮影、もしくはスキャナでスキャンした画像をアップロードしていただく必要があります。添付が確認できなかった書類については後日郵送していただきます。
　⑧ 電子署名・最終確認
　⑨ 申請完了

申請における注意事項（4月・5月以降共通）

- 申請書を確認する際、窓口で保護者様（父母）のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票等）及び申請者（代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）のご提示が必要です。郵送での申請の場合、マイナンバーを確認できる書類の写しと申請者の本人確認書類の写しを同封してください。ご提出いただいた書類は返却できませんのでご注意ください。
- 育児休業の延長等により申請書一式の写しが必要になる際は、**必ず提出前まで**に写しをとっておいてください。**提出後に写しをお渡しすることはできません**のでご注意ください。
- 優先度は先着順でなく、選考基準に基づき選考基準指数の高いお子さんが優先されます。
- 申請書に不備があった場合は一旦返却し、すべて不備なく再提出された日が受付日となります。
- 第1希望から第3希望までの施設で利用調整を行います。利用調整の結果、**必ずしも第1希望の施設に入園できるとは限りません**ので、ご承知おきください。
 また、希望施設を変更する場合は「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」を提出してください。
- 育児休業からの復職による申込みは、入園承諾後に入園希望月中の復職が可能な方に限ります。
- 転入予定の場合は、申請時に確約書（入園希望日の前月末日までに南相馬市への転入を確約するもの）が必要です。確約日までに転入しない場合、申請は無効となります。
- 保育施設を利用している方で転園を希望される場合、新たに入園申込みが必要になります。「保育施設入園申込書」「発達状況調査票」「保育の必要性を証明する書類」のみで申請が可能です。
 幼稚園を利用している方で転園を希望される場合は「教育・保育給付認定申請書」及び「個人番号確認書類及び本人確認書類」も必要です。
- 申請内容に変更があった場合や入園を希望しなくなった場合は、こども育成課にご連絡ください。

様式第１号(第２条関係)

教育・保育給付認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）

記 入 例

令和 8 年 11 月 9 日

南相馬市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る認定を申請します。また、申請に当たり市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、及び収集したマイナンバーを、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定に関する事務に使用することに同意します。

保護者（申請者）	ふりがな	みなみそうま	たろう	令和8年・令和9年1月1日時点の住民登録地	連絡先	父	090-1234-5678
	氏　名	南相馬	太郎	令和8年 □市内 ☑市外(福島市) 令和9年 ☑市内 □市外()		母	080-1234-5678
申請に係る小学校就学前の子ども	ふりがな	みなみそうま	きぼう	性別	障害者手帳等の有無(あてはまるものにチェック)		
	氏　名	南相馬	希望	☑男 □女	□有 ☑無	□身体障害者手帳 □特別児童扶養手当認定通知書 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	
	生年月日	令和8年 7月 1日		令和9年4月1日時点の年齢	0 歳	第何子 □1子 ☑2子 □3 子以降	1
住民登録している住所	〒	975 － 8684		住所	南相馬市原町本町2丁目27番地		
現住所(住民登録している住所と異なる場合)	〒	－					
施設の利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 から						

希望認定区分				
幼稚園・認定こども園(幼稚園としての利用を希望する)				
□ 1号認定				
保育園・認定こども園			希望とする	
□ 2号認定(3 歳～5 歳)	☑ 3号認定(0 歳～2 歳)	第一希望施設	第二希望施設	第三希望施設
		わんぱく保育園	ふれあいこども園	えがお保育園

保育の利用を必要とする事由(2号、3号認定を希望する場合のみ)	続柄	事由(あてはまるものにチェック)
	父	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待やDV □その他
	母	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待やDV □その他

児童の同居家族・生計を一にする家族の構成（上記で申請する児童を除く）

ふりがな / 氏　名	続柄	個人番号(マイナンバー)	勤務先や学校名、幼稚園名、保育園名など	児童との居住(住民登録が市外の場合()に地名を記入)	障害者手帳等の有無
みなみそうま たろう 南相馬 太郎	父	大・昭・平・令 62年 4月 1日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1	○○商会	同居 ・ 別居 ()	有 ・ 無
みなみそうま はなこ 南相馬 花子	母	大・昭・平・令 3年 6月 1日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2 2	○○病院	同居 ・ 別居 ()	有 ・ 無
みなみそうま きずな 南相馬 絆	兄	大・昭・平・令 2年 7月 1日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 3 3	○○保育園	同居 ・ 別居 ()	有 ・ 無
		大・昭・平・令 年 月 日		同居 ・ 別居 ()	有 ・ 無
		大・昭・平・令 年 月 日		同居 ・ 別居 ()	有 ・ 無
		大・昭・平・令 年 月 日		同居 ・ 別居	有 ・ 無
		大・昭・平・令 年 月 日		同居 ・ 別居	有 ・ 無

生活保護法適用の有無	☑ 無 □ 有 (年 月 日開始) □ 申請中
ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由	□ 離婚 □ 死別 □ 未婚 □ その他()

幼稚園利用希望の方は、裏面の記入は不要です。保育施設利用希望の方は、裏面まで記入してください。

※市記入欄	No.		受付日	年 月 日	基準指数		調整指数	

利用希望日は、「1日」となります。

お子さんの年齢に該当する認定区分にチェック。

第一希望のみでもかまいません。あくまで希望する施設(通うことができる施設)を記入してください。施設名は、略さず正しく記入してください。

障害者手帳等に☑をした場合、写しを添付してください。

勤務先等は令和9年４月１日時点(予定含む)を記入してください。

障害者手帳等に○を付けた場合は写しを添付してください。

マイナンバーは、申請するお子さんと保護者(父母)のみ記入ください。

上記で申請するお子さんを除く、父母(別居も含む)と、同居しているきょうだいと祖父母等について記入してください。

ひとり親家庭(母子・父子)については、該当箇所にチェック。

表面で、保育を必要とする事由に☑をした部分について記載してください。

就労状況	勤務先	*○○商会*	*○○病院*
	勤務地 住所	☑ 居宅外　☐ 居宅　☐ 単身赴任 (住所)　*南相馬市原町区○○*	☑ 居宅外　☐ 居宅　☐ 単身赴任 (住所)　*南相馬市原町区○○*
	雇用形態	☐ 自営業 ☑ 正社員 ☐ パート ☐ その他(　　)	☐ 自営業 ☑ 正社員 ☐ パート ☐ その他(　　)
	雇用期間	*平成22* 年　*4*月　*1*日 から	*平成28*年　*8*月　*1*日 から
	業務内容	営業･サービス	看護医療
	育児休業 取得	(無)・有　年　月　日から 年　月　日まで	無・(有)　令和　◎ 年　◎ 月 ◎　日から 令和　△ 年　△ 月 △　日まで
本人の疾病・障害	疾病	傷病名　(　　)	傷病名　(　　)
		入院期間 (　年　月から　年　月)	入院期間 (　年　月から　年　月)
		通院回数(年間 ・ 月間 ・ 週間　回)	通院回数(年間 ・ 月間 ・ 週間　回)
		1回当たりの診察時間 (　時間　分)	1回当たりの診察時間 (　時間　分)
	障害者 手帳	身体障害者手帳　(　) 級	身体障害者手帳　(　) 級
		療育手帳　(A ・ B)	療育手帳　(A ・ B)
		精神障害者保健福祉手帳　(　) 級	精神障害者保健福祉手帳　(　) 級
他人の介護等	対象者	氏名　(　) 児童との続柄 (　)	氏名　(　) 児童との続柄 (　)
	症状	傷病名　(　)	傷病名　(　)
		障害者手帳 (身障 ・ 療育 ・ 精神　級)	障害者手帳 (身障 ・ 療育 ・ 精神　級)
		介護認定 (要介護 ・ 要支援　)	介護認定 (要介護 ・ 要支援　)
	状況	☐ 入院中　☐ 在宅	☐ 入院中　☐ 在宅
		☐ 通院 ・ 通所 ・ 通学 (常時付添 ・ 週　回付添)	☐ 通院 ・ 通所 ・ 通学 (常時付添 ・ 週　回付添)
		1回当たりの付添時間 (　時間　分)	1回当たりの付添時間 (　時間　分)
就学	就学先		
	卒業予定	年　月　日	年　月　日
	卒業後	☐ 就職　☐ 求職活動　☐ その他	☐ 就職　☐ 求職活動　☐ その他
出産	出産(予定日)		年　月　日
	産後		☐ 職場復帰　☐ 育児休業(　年　月　日まで) ☐ 求職活動

	父方祖父	父方祖母	母方祖父	母方祖母
氏名		*鹿島　花子*	*原町　一郎*	*原町　和代*
児童との 同居･別居	☐ 同居　☐ 別居(市 ☐ 別居(市外) ☑ 不			☐ 同居　☑ 別居(市内) ☐ 別居(市外) ☐ 不存在
就労	☐ 有　☐ 無			☐ 有　☑ 無
就労先			*○○株式会社*	
健康状態	☐ 良好 ☐ 疾病(　)	☐ 良好 ☑ 疾病(*狭心症*)	☑ 良好 ☐ 疾病(　)	☑ 良好 ☐ 疾病(　)

祖父母の状況について記載してください。
死亡･所在不明の場合は不存在にチェック。

様式第1号(第2条関係)

保育施設入園申込書

記　入　例

南相馬市長

令和 *8* 年 *11* 月 *9*日

保育園への入園について次のとおり申し込みます。

保護者	ふりがな	*みなみそうま たろう*	続柄	住民登録している住所	〒 *975-8686*
	氏　名	*南相馬　太郎*	*父*		*南相馬市原町本町2丁目27番地*
児童名	ふりがな	*みなみそうま きぼう*	現住所(住民登録している住所と異なる場合)		〒
	氏　名	*南相馬　希望*			

令和9年4月1日時点の年齢	*0* 歳	生年月日	*令和8*年 *7*月 *1*日	保護者連絡先	父 *090-1234-5678* 母 *080-1234-5678*

施設等の利用希望期間	令和 *9* 年 *4* 月 *1* 日から　　年　　月　　日　まで 又は 令和１０年３月３１日まで
第1希望	*わんぱく保育園*　(見学) 未 ・ 済　(希望理由)
第2希望	*ふれあいこども園*　(見学) 未 ・ 済　(希望理由) *職場から近い*
第3希望	*えがお保育園*　(見学) 未 ・ 済　(希望理由) *友達が通っている*

育児休業明けの場合、
復職日の属する月の１日からとしてください。

①希望日に入園できなかった場合	1. 申込みを取り下げる(　　月の選考から)	2. 申込みを継続する
② 入園保留となった場合の保育状況	育児休業中の方の状況	1. 育児休業を延長する(父 ・ 母) *令和10*年 *1*月 *31*日まで
		2. 認可外保育施設・幼稚園等に預けて復職する 復職予定日 (　　年　月　日) 利用施設名(　　)
	3. 保護者が家で保育をする (父 ・ 母) 週　　日程度	
	4. 子どもを連れて就労する (父 ・ 母) 週　　日程度	
	5. 同居家族・親戚が保育をする (誰が　　) 週　　日程度	
	6. 別居家族・親戚が保育をする (誰が *母方祖母*　　) 週 *5*日程度	
	7. 認可外保育施設・幼稚園等に預ける　利用施設名(　　) 週　　日程度	
	りを利用する　利用施設名(　　) 週　　日程度	
	9.　　)	
③求職活動中(起業準備中)の方の		

こちらは、お子さんの周囲の支援状況などをお聞きする項目です。
ここで記入いただいた内容によって指数を調整(加点や減点)するものではありません。予定でかまいませんので、必ず記入してください(複数可)。

■ 兄弟姉妹同時申し込みについて(該当の方のみ記入)

同時期入園可能だが、別々の施設になる場合	1. 同じ施設に入園できるまで待つ
	2. 別々の施設でも、入園できるときは入園する
同時期入園不可の場合	1. 同時期に入園できるまで待つ
	2. 1人でも入園できるときは入園する　※この場合、入園できなかったお子さんの預け先の確保が必要です

(裏面もあります)

保育施設の利用申込みに関する重要事項の説明及び同意書

全ての事項をよくお読みのうえ、確認欄にチェックし、署名をお願いします。

	確 認 項 目	確認欄
1	内定した保育施設へ、市が把握している児童の状況や保育要件や利用者負担額等の情報提供をすることに同意します。	☑ 確認しました
2	児童の支援のため、必要に応じて発達支援室や保健センター等の市の関係機関に情報提供をすることに同意します。	☑ 確認しました
3	申込書や提出書類の記載内容が事実と異なる場合、又は虚偽の申込みが判明した場合、入園の取消し及び退園となることに異議はありません。	☑ 確認しました
4	保育を必要とすることを証明する書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。	☑ 確認しました
5	保育施設の受け入れ年齢、開園時間、延長保育の有無等を確認し、希望する保育園のみを記載しました。	☑ 確認しました
6	今回の保育施設の利用申込書の有効期間は、令和9年度中（令和10年3月まで）です。翌年度分は、新たに利用申込みを行う必要があります。また、有効期間内に保育施設の利用希望がなくなった場合は、利用申	☑ 確認しました
7	お子さんに重篤な 育の可否の確認	☑ 確認しました
8	お子さんの身体や 機関の受診や相 設の設備の有無や集団保育の可否によって、退園いただく場合もあります）。	☑ 確認しました
9	以下に該当する場合、退園となることに異議はありません。 ・1か月以上保育施設への通園がない、又は、登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合（家庭保育可能な場合）。 ・南相馬市外に転出した場合（所定の手続きにより、引き続き就園できる場合もあります）。	☑ 確認しました
10	4月1日入園希望で申込みをする方 認定事務が集中するため、支給認定の審査結果は入園選考結果と同時に通知します。	☑ 確認しました
11	育児休業中に申込みをする方 入園月の末日までに復職します。育児休業を取得した事業所とは別の事業所へ就職する場合は、入園の取消し及び退園となります。	☑ 確認しました
12	保育の必要事由「求職活動」で申込みをする方 入園承諾期間は 3 か月（90日経過した日の属する月の末日まで）です。承諾期間内に就労証明書が提出できない場合は、退園となることに異議はありません。	☐ 確認しました
13	保育の必要事由「妊娠・出産」で申込みをする方 入園承認期間（申込みの有効期間）は、出産（予定）日の前後2か月（出産日から2か月を経過する日が属する月の末日まで）です。入園承認期間以降も保育施設の利用を希望する場合は、就労証明書等の提出が必要です。	☐ 確認しました
14	南相馬市外から申込みされる方 申込書類とともに、確約書（入園希望月の前月末までに南相馬市へ転入することを確約するもの）を添付することで、南相馬市民と同等の選考になります。入園希望月の前月末までに転入しなかった場合は、入園の取消し及び退園となることに異議はありません。	☐ 確認しました

申請内容に該当する確認項目をお読みいただき、同意のチェックを記入してください。申込内容に該当する項目すべてに同意いただくことで、申込みが可能となります。

同意できない項目については、申請時にご相談ください。

確認項目について、すべて同意の上で申し込みます。

令和8 年 11 月 9 日　　保護者氏名 南相馬 太郎

マイナンバーの確認書類について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、保育施設の入園を希望する方は、申込み手続きに必要な書類の一つである「教育・保育給付認定申請書」に、マイナンバーの記載が必要です。

その記載されたマイナンバーを確認するために、「マイナンバーを確認する書類」と「本人であることを確認する書類」のご提示をお願いいたします。

確 認 項 目	①マイナンバー確認書類	②本人確認書類
確認対象者	入園を希望する子ども 保護者（父母）	申請者
確 認 書 類	以下のいずれか **1 点** ・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーの記載のある 住民票	○顔写真付身分証明書（以下のいずれか **1 点**） ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード、特別永住者証明書　など
		○身分証明書（以下のいずれか**2点**） ・健康保険資格確認書 ・母子手帳 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別扶養児童手当証書　など

※②の本人確認書類は顔写真付きのものであれば１点、その他のものは２点のご提示が必要です。

郵送で申請する場合

郵送の場合は**①と②の書類の写し**をご提出ください。

申請者が①②の確認書類としてマイナンバーカードの写しを提出する場合、**表面と裏面の写し**が必要です。

＜提出の例＞

●申請者がマイナンバーカードを保有している場合

申請者（父）：マイナンバーカードの**両面**の写し　母：マイナンバーカードの写し（番号が記載されている面）

入園を希望するお子さん：通知カードの写し　など

●申請者がマイナンバーカードを保有していない場合

申請者（母）：マイナンバーの記載のある住民票、運転免許証の写し　父：通知カードの写し

入園を希望されるお子さん：通知カードの写し　など

※申請者が顔写真付き身分証明書を保有していない場合、①マイナンバー確認書類のほかに、

②本人確認書類として母子手帳の写し、年金手帳の写し　など

南相馬市内の認可保育施設

保育時間は、午前7時から午後6時までの11時間が基本です。送迎は保護者にしていただきます。
施設見学の希望等は直接施設にご相談ください。

(1)休園日

日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※原町みなみこども園、なかよし園は土曜日も休園。

(2)給食

各園で給食を提供します。

食物アレルギーがある場合は、申込みの際にお知らせください。入園後、お弁当持参となる場合があります。

(3)延長保育

保育時間外に保育時間を延長できます。認定利用時間内であっても、利用時間により料金が発生します。

〇申込先:　各保育施設

〇利用料:　(公立)月額2,000円(月途中の利用開始でも2,000円)

(私立)施設にお問合せください。

(4)慣らし保育について

施設によって期間が異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(5)障がい児保育

集団生活が可能な障がい児の保育を行います。申込みの際に、児童の状況等をお知らせください。

障がいの程度によっては障がい児保育を実施していない施設でも受入可能な場合があります。

また、医師の意見書等を求める場合があります。

クラス年齢	和歴生年月日（令和9年4月1日現在）	西暦生年月日（2027年4月1日現在）
0歳児	令和8年4月2日以降	2026年4月2日以降
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	2025年4月2日～2026年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024年4月2日～2025年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2023年4月2日～2024年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022年4月2日～2023年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日

◎私立保育園(所)

施設名 (クラス年齢)	所在地 電話番号	開園時間 (延長保育時間)	延長 保育	障がい 児保育
北町保育所 (0～5歳児)	原町区北町373－124 ☎22－8432	7:00～18:00 (延)18:00～18:30	○	
よつば保育園 (3～5歳児)	原町区西町二丁目34－1 ☎24－6478	7:00～18:00 (延)18:00～18:30	○	
よつば保育園 南町分園 (0～1歳児)	原町区南町一丁目20－2 ☎24－4161	7:00～18:00 (延)18:00～18:30	○	
よつば乳児保育園 西町園 (1～2歳児)	原町区西町二丁目32－1 ☎24－4285	7:00～18:00 (延)18:00～18:30	○	
みなみそうまペンギン国際幼児園 (0～5歳児)	原町区大木戸字南東方 38-12 ☎26－4020	7:30～18:30 (延)18:30～19:00	○	

※　みなみそうまペンギン国際幼児園は、入園希望日時点で**0歳6か月**に達しているお子さんから受入れ可能です。

◎私立認定こども園　※幼稚園機能を利用したい場合は、園にお問合せください。

施設名 (クラス年齢)	所在地 電話番号	開園時間 (延長保育時間)	延長 保育	障がい 児保育
原町聖愛こども園 (0～5歳児)	原町区二見町一丁目80－1 ☎22－5090	7:15～18:15 (延)18:15～18:45	○	○
はらまち認定こども園 聖桜 (0～5歳児)	原町区高見町二丁目 22-6 ☎26－6067	7:00～18:00 (延)18:00～19:00	○	○
原町みなみこども園 (1～5歳児)	原町区国見町一丁目50 ☎23－3650	7:00～18:00 ※土曜日は休園		
さゆり幼保園 (0～5歳児)	原町区大木戸字八方内 133 ☎23－3439	7:30～18:30		○

※　原町みなみこども園は、令和9年4月1日時点ですでに**1歳**に達しているお子さんから、さゆり幼保園は、入園希望日時点で**0歳6か月**に達しているお子さんから受入れ可能です。

◎公立保育園

施設名 （クラス年齢）	所在地 電話番号	開園時間 （延長保育時間）	延長 保育	障がい 児保育
かしま保育園 （0～5歳児）	鹿島区西町三丁目90 ☎46－1717	7:00～18:00 (延)18:00～19:00	○	○
かみまの保育園 （満1～5歳児）	鹿島区浮田字一丁田67 ☎47－2307	7:00～18:00		○

※　かみまの保育園は、入園希望日時点で**1歳**に達しているお子さんから受入れ可能です。

◎公立認定こども園　※幼稚園機能を利用したい場合は、園にお問合せください。

施設名 （クラス年齢）	所在地 電話番号	開園時間 （延長保育時間）	延長 保育	障がい 児保育
おだか認定こども園 （0～5歳児）	小高区関場二丁目21 ☎26－6043	7:00～18:00 (延)18:00～19:00	○	○

◎小規模保育施設

施設名 （クラス年齢）	所在地 電話番号	開園時間	延長 保育	障がい 児保育
原町にこにこ保育園 （0～2歳児）	原町区錦町一丁目125 ☎26－6836	8:00～18:00		
なかよし園 （満1～2歳児）	原町区二見町三丁目67－3 ☎23－3306	7:30～18:30 ※土曜日は休園		
聖愛ちいろば園 （0～2歳児）	原町区橋本町一丁目47－1 ☎32－0952	7:30～18:30		
ユニソンワールド保育園 ヨークタウン原町（0～2歳児）	原町区旭町三丁目58－1 ☎26－9726	7:30～18:00 ※土曜日 7:30～16:30		

※ なかよし園は、入園希望日時点で**1歳**に達しているお子さんから受入れ可能です。

※ ユニソンワールド保育園ヨークタウン原町は、入園希望日時点で**0歳6か月**に達しているお子さんから受入れ可能です。



保育料(利用者負担額)について （令和8年10月1日現在）

保育料は、4月1日時点でのお子さんの年齢及び保護者の市民税所得割額(住宅借入金等特別税額控除等は反映しない)の合計額から決定します。年度途中入園の場合も4月1日時点の年齢で算定します。

令和元年10月開始の幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の認定を受けた3～5歳児及び0～2歳児の非課税世帯のお子さんは保育料が0円です。非課税世帯を除く0～2歳児の保育料に関して、住民登録が南相馬市で市内の認可保育施設に通っている方を対象に市独自の無料化(※)を行っていますが、初めから保育料が0円の施設と、一度保育料を支払っていただき、年度末等に全額助成する施設があります。支払い方法は園により異なります。

保護者以外の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合(扶養に入っているかなどで確認)は、その方の課税額を加えて算定します。

南相馬市利用者負担額徴収基準表 （単位:円／月）

階層区分		3歳未満児・3号認定	
		標準時間	短時間
第1階層	被生活保護世帯等	0	0
第2階層	第１階層を除いた市民税非課税世帯	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600 円未満の世帯	13,400	13,100
	〃 （ひとり親世帯等）	4,500	4,350
第4階層	所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯	15,600	15,300
	〃 （ひとり親世帯等）	6,000	5,850
第5階層	所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯	24,000	23,500
第6階層	所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	35,600	34,900
第7階層	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	44,500	43,700
第8階層	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	48,500	47,600
第9階層	所得割課税額 397,000 円以上の世帯	48,500	47,600

○同一世帯から2人以上の児童が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合、2人目以降は無料です。また、以下に該当する世帯の場合、入園児の同世帯に属する兄・姉を年齢に関わらず年齢が高い順に上から1人目と数えて利用者負担額を算定いたします。

◇二人親世帯の場合:合計所得割額が 57,699 円以下の世帯

◇要保護世帯の場合:合計所得割額が 77,100 円以下の世帯

◎上表の(ひとり親世帯等)に当てはまるのは下記の世帯です。証明書の提出が必要になる場合があります。

(1)ひとり親世帯

(2)身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯(本人を含む)

(3)療育手帳の交付を受けた者のいる世帯(本人を含む)

(4)精神障害者保健福祉手帳を有している者のいる世帯(本人を含む)

(5)特別児童扶養手当の支給対象児のいる世帯(本人を含む)

(6)障害基礎年金等の受給者のいる世帯

≪保育料切替え時期について≫

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市町村民税額に基づく保育料					令和9年度の市町村民税額に基づく保育料						

※1月1日時点で南相馬市に住民登録されていなかった方は、以前登録されていた**市区町村の課税（非課税）証明書（所得割額を確認できるもの）**を提出してください。

◆**毎年9月が保育料切替え時期**のため、未申告の方は、保育料切替え前に申告が必要となります。
こども育成課での保育料算定準備のため、**申告は7月末まで**に行ってください。

南相馬市内の認可外保育施設

南相馬市の住民登録の有無を問わず利用できます。空き状況や料金は、直接施設にご確認ください。

施設名	所在地 電話番号	利用要件
幼児(こども)の家	原町区青葉町一丁目129 ☎23－3835	
託児所ひまわり	原町区桜井町一丁目136 ☎22－8374	
院内保育所おひさま	原町区高見町二丁目54－6 ☎26－6480	市立総合病院に勤務する職員(医師、看護師及び技師)のみ

認可保育施設に申込みながら、認可外保育施設に有償で預けているのを常態としている場合は、入園選考の調整指数にて加点の対象となります。(23ページ参照)

加点対象とするには「認可外保育施設在籍証明書」が必要ですので、在籍している認可外保育施設から証明を受けてください。様式はこども育成課で配付いたします。

≪認可外保育施設入所児童の保護者助成について≫ (令和8年10月1日現在)

南相馬市では、市内に住民登録のあるお子さんが上記の認可外保育施設をご利用されている場合、保護者の方へ市独自の助成(※)を行っています。

なお、南相馬市での住民登録がない方は、市の助成対象外となります。

■ **助成額(一人あたり)**

0～5歳児:42,000円／月(年額504,000円)

※助成額年齢は、4月1日時点での年齢です。

※保護者が支払った一人あたりの保育料がこれを下回った場合、支払った額までが助成対象です。

※助成対象は**保育料のみ**です。通園送迎費、食材料費、行事費などは助成対象外ですので、保護者負担になります。

■ **助成方法**

毎月、施設に保育料をお支払いいただき、年2回(9月・3月)、半年分をまとめて助成します。

該当時期に施設より助成申請用紙を配布します。

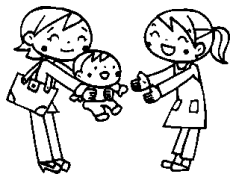


南相馬市の一時預かり事業について

保護者の就労や通院、リフレッシュ等により一時的にお子さんを預けたい場合に一時預かり事業を実施しています。 実施施設は以下のとおりです。

一時預かりを利用できる方は、原則南相馬市に在住で、生後半年から就学前までの**幼稚園、保育園等に通われていないお子さま**に限ります。

利用にあたっての注意事項等の詳細は、直接下記施設までお問合せください。



施 設 名	所在地･電話番号	対象年齢
原町子育て支援センター	原町区東町三丁目 7-4 ☎24－4558	0歳6か月から
かしま子育て支援センター （旧上真野幼稚園）	鹿島区山下字中ノ内273－1 ☎47－2147	満1歳から
おだか認定こども園	小高区関場二丁目21 ☎26－6043	満1歳から

一時預かり可能時間	午前７時 ～ 午後７時	
開所日	原町子育て支援センター	日、月、火、木、金、土 （年末年始を除く）
	かしま子育て支援センター	月、火、水、木、金 （祝日、年末年始を除く）
	おだか認定こども園	
利用可能日数	１か月に最大**１２日**までの利用が可能です。	
利用料金 （１人あたり）	１日４時間未満　１，０００円／回 １日４時間以上８時間未満　２，０００円／回 １日８時間以上　３，０００円／回 ※利用料金は、当日支払いでお釣りが出ないようにお願いします。	
利用できない場合	・ 体調不良（発熱等）の場合 ・ いつもと便の状態が異なっているとき（軟便、下痢等） ・ 家族の中にインフルエンザ、結膜炎、水痘等の流行性の感染症に感染している人がいるとき	

■ 申請手続きの流れ

① **利用する初回のみ**「一時預かり申請書」を利用する子育て支援センター（またはおだか認定こども園）に提出していただきます。
※ オンライン手続き「マイナポータル」からも初回申請が可能です（下記参照）。申請後は必ず申請の控えを保存してください。

② 毎月２０日から翌月の予約を受け付けています。利用したい日の前日までにご予約ください。

③ １日にお預かりできるお子さんは、**１０人以内**（おだか認定こども園は若干名）です。

④ 申込時（初回申請時）に、持参物や注意事項などをご説明します。

マイナポータルからの申請方法
① ログイン後「さがす」を選択、画面右上の「自治体を設定」から南相馬市を選択
② カテゴリから検索で「子育て」を選択
③ 「一時預かり申請」を選択
④ 表示された内容を確認、「申請する」を押す
⑤ 必要事項を入力

よくある質問集

Q1） 申込みをすれば必ず入園できますか？

A1） 入所数が施設の定員を超えている場合や、保育士等の職員配置ができない場合は施設で受入れできません。また、年度途中の入園は、空きがある場合となり、空き状況や申込み状況を市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

Q2） 入園の決定は、先着順ですか？

A2） 先着順ではありません。家庭状況等を確認し、南相馬市保育施設入園選考基準に基づき算出した結果、空きがあれば優先度（選考基準指数）の高い方から保育施設を利用できます。

Q3） 現在第2子を妊娠しています。上の子は南相馬市の保育園に入園していますが、市外の実家で里帰り出産をするため、一緒に帰りたいと考えています。在園する子は退園になりませんか？

A3） 在園している保育施設に1か月以上通園がない、又は登園日数が著しく少ない月が2か月間続いた場合は退園となります。

Q4） 入園している子が病気で急遽入院することになりました。すぐに退園しなければなりませんか？

A4） 病気等でやむを得ない事情であっても、Q3と同様に、在園している保育施設に1か月以上通園がない、又は登園日数が著しく少ない月が2か月間続いた場合は退園が原則です。お子さんの病状や看護の状況を確認する必要がありますので、まずは園にご相談ください。

Q5） 入園している間に仕事を辞めることになりました。保育園はすぐに退園となりますか？

A5） 現在の仕事を辞めても引き続き就労を希望される場合は、保育施設に求職状況申立書を提出してください。離職日から90日経過した日が属する月の末日まで（例：5月31日退職の場合、8月31日まで）は、お子様の入園が可能です。その間に再就労先の就労証明書を提出いただくことで、入園を継続できます。
就労の意思がない場合、期間内に就労できない場合は、利用要件を満たさないため退園となります。
退職その他、1年間に求職活動を繰り返し、保育の必要性がみられない場合は、保育園の利用が認められない場合があります。

Q6） 現在妊娠中です。在園児は引き続き保育園に通えますか？

A6） 育児休業を取得する場合、出産日から1年を経過した日が属する月の末日まで在園児の継続入園を認めています。利用を希望する場合は、育児休業取得届・就労証明書を園に提出してください。
育児休業制度が無い職場にお勤めで、下のお子さんの出産のために会社を退職した場合などは、在園するお子さんの保育施設の利用期間は下のお子さんの出産日より2か月を経過する日が属する月の末日までです。出産のために仕事を辞めていたにもかかわらず、園に届け出ずに上のお子さんを利用させていたことが発覚した場合には、保育の利用を解除します。

Q7） 市外に住んだまま、南相馬市の認可保育施設を利用することはできますか？

A7） 市外にお住まいの方が、南相馬市内の認可保育施設へ入所を希望する場合、まずは現在お住まいの市町村へご相談ください。お住まいの市町村によっては、他市町村の利用希望ができない場合があります。また、市内保育施設の利用は南相馬市民が優先となることから、施設に空きがなければ利用できません。

Q8） 市外に住んでいますが南相馬市に転入予定です。認可保育施設を利用したい場合はどのように申し込めばいいですか？

A8） 南相馬市へ転入予定の方が、転入前に南相馬市内の認可保育施設への入所を希望される場合は、南相馬市へお申込みください。このとき、確約書が別途必要です。入園の可否にかかわらず、南相馬市へ転入することが申込みの条件となります。転入先が決まっていない場合は、現在お住まいの市町村へご相談ください。入園決定後、入園希望日の前月末日まで（例：4月1日入園の場合、3月31日まで）に転入が確認できない場合は入園を取り消します。

Q9） 市外の認可保育施設を利用（広域入所）することはできますか？

A9） 市内にお住まいの方で、保護者の勤務地が市外にある、または出産など特別の理由がある場合のみ、市外の認可保育施設への入所を希望することができます。まずはこども育成課へご相談ください。なお、以下についてご了承ください。

・市外保育施設への入所は、保育施設のある市町村の住民が優先となります。
・南相馬市と申込先の市町村が協議を行い、受託された場合に入所が可能となります。
・協議に時間がかかる場合もありますので、余裕をもってご相談ください。

南相馬市保育施設入園選考基準

(1)世帯の基準指数

番号	保護者の状況		細　　目		基準指数	父	母
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く)		常勤・非常勤 契約・派遣	一日7時間以上就労	9		
				一日4～7時間就労	8		
			パート・ アルバイト	週4日以上。一日7時間以上就労	8		
				週4日以上。一日4～7時間就労	7		
			求職のため日中外出を常態としている場合		4		
2	自　営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む)	中心者	一日7時間以上就労		9		
			一日4～7時間未満就労		8		
			開業準備(2か月前から適用)		7		
		協力者	週4日以上。一日7時間以上就労		8		
			週4日以上。一日4～7時間未満就労		7		
			開業準備(2か月前から適用)		5		
	農　業	中心者	日々農作業に従事している場合(一日7時間以上)		9		
		協力者	日々農業に従事している場合(一日7時間以上)		8		
			日々農業に従事している場合(一日4～7時間未満)		7		
	内　職		メーカー又は直接需要者から依頼され、自宅で物品の製造加工に日々従事している場合	週4日以上。 一日7時間以上就労	7		
				週4日以上。 一日4～7時間未満就労	6		
3	妊娠・出産		出産予定日の2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育ができない場合 (切迫流産等は「疾病」と扱う)		9		
4	疾病・負傷・心身障がい	疾病 負傷	入院(1か月以上)		10		
			居宅 療養	常時病臥	9		
				精神疾病	8		
				一般療養(1か月以上)	6		
		心身 障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (同程度の障がいを有する場合を含む)		10		
			身体障害者手帳3級以下 (同程度の障がいを有する場合を含む)		7		
5	看　護 介　護 (通院・通所の付添い含む)	病院・施設等付添い	週5日以上の付き添い介護		9		
			週4日以上の付き添い介護		8		
			週3日以上の付き添い介護		7		
		居宅内看護	同居親族の長期にわたる居宅療養等の介護に従事している場合		7		
			心身障がい児看護(申込児童除く)		7		
6	災害復旧		災害(火災・風水害・地震等)の復旧にあたっている場合		10		
7	虐待やDV (家庭内暴力)		虐待やDV(家庭内暴力)により公的機関に相談している場合		10		
8	技能習得就学等 (通信制・定時制は除く)		週4日以上。一日7時間以上の就学		8		
			週4日以上。一日4～7時間の就学		7		
9	その他	不存在	死亡や拘禁等で父又は母がいない場合		10		
世帯の選考基準指数合計					①		

(2)調整指数(該当する者には以下の指数を加減する。)

番号	細　　目	調整指数	
1	保護者が市内の認可保育施設や幼稚園に保育士や幼稚園教諭(資格有)として就労する場合(入園後3か月以内に退職した場合、調整指数を減算して再選考)	+10	
2	虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合(要:公的機関の証明書)	+6	
3	ひとり親の世帯、両親不存在の世帯	+5	
4	育児休業取得により、一時退園し、育児休業明けに再入園の場合	+4	
5	生活保護世帯	+4	
6	生計中心者(前年の所得で判断)の失業により、就労の必要性が高い場合(両親が存在している場合に適用)	+3	
7	施設の利用希望開始日時点で兄弟姉妹が在園している園を希望している場合	+2	
8	特別児童扶養手当支給対象児、障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童かこれと同等の障がいを有すると認められる児童の場合(要:手帳写し、受給証明書等)	+2	
9	育児休業明けの場合	+2	
10	地域型保育事業(小規模保育施設等)の卒園児童	+2	
11	地域型保育事業(小規模保育施設等)の卒園児童で、在園している園の連携施設を第一希望とする場合	+5	
12	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育園(所)の利用を同時に希望する場合	+1	
13	申込児を認可外保育施設に有償で預けているのを常態としている場合(要:認可外保育施設在籍証明書　在籍している施設から証明を受けてください)	+1	
14	未就学児が3人いる世帯	+1	
15	父又は母が単身赴任の場合	+1	
16	就労・就学要件で申込中の保護者が、申込児を自宅以外の場所で保育している世帯(内職、産休・育休中を除く)	−1	
17	申込児の祖父又は祖母等の親族が申込児を保育している場合	−1	
18	職場の事業所内保育所の利用が可能な場合	−2	
19	週4日未満の就労、日中の就労時間が4時間未満の場合(父母それぞれを減算)	−2	
20	就労・就学要件で申込み中の保護者が、申込児を自宅(自宅兼職場)で保育している世帯(内職、産休・育休中を除く)	−2	
21	保育園保育料を正当な理由なく6か月分以上滞納している場合	−5	
調整指数合計		②	
選考基準指数(①+②)			**点**

（3）備考

1　父母のそれぞれの基準指数を合算し、世帯の基準指数を算出する。
2　選考基準指数＝世帯の選考基準指数＋調整指数とする。
3　入所選考基準番号が2項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方とする。
4　居宅内自営とは、同一敷地内または同一敷地内程度の範囲で就労場所がある場合をいう。
5　集団保育を必要とする障がい児の場合、その旨が記載されている医師の診断書を必要とする。
6　基準指数の算定は、保護者が2人の時は合算し、保護者が1人の時は世帯の基準指数に10を加える。
7　「南相馬市保育施設入園選考基準」に関する証明が提出されない場合は、指数は加算しない。

◎世帯の選考基準指数が同位となった場合は、下記のアルファベット順により決定する。

A. ひとり親の世帯、両親不存在の世帯に該当
B. 保護者の状況が疾病・負傷・心身障がいに該当
C. 保護者の状況が育児休業明けで仕事に復帰する世帯
D. 保護者の状況が妊娠・出産に該当
E. 保護者の状況が介護・看護に該当
F. 入園を希望する施設に兄弟姉妹（卒園予定児童を除く）が在園している又は2人以上の同時申し込みをしている世帯
G. 常態で認可外保育施設に有償で預けている世帯（利用月日が早い世帯を優先）
H. 同居親族（65歳以上、就労及び疾病の場合は除く）がいない世帯
I. 保護者の状況が夜間に就労している世帯
J. 基準指数上位世帯
K. 保育園保育料の滞納（1か月以上）がない世帯
L. 保護者の前年度の所得が低い世帯
M. 申込時期が早い世帯

退園（保育実施解除）について

保育施設入園後に下記に該当した場合は、保護者の希望にかかわらず退園となります。

（1）南相馬市外に住民票を移す場合（転出）
（2）保護者が保育施設を利用する事由に該当しなくなった場合（家庭保育可能）
（3）1か月以上保育施設への通園がない、又は登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合
（4）虚偽の届け出があった場合

なお、退園を希望する場合、通われている認可保育施設に「保育実施解除届」を提出してください。
様式は、園で受け取ってください。

